

仙台地方裁判所委員会(第44回)議事概要

1 開催

令和6年5月23日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

3 議題

民事訴訟手続のデジタル化について

4 出席者

(1) 委員

大森裕昭、小川直人、奥村秀定、加藤明子、齊藤 慎太郎、笹森博樹、佐藤憲康、佐藤康仁、三瓶淳、鈴木 裕、高浦康有、富士原 志奈、圓尾佳則、森田浩美

(五十音順、敬称略)

(2) 庶務担当者

高橋事務局長、松田事務局次長

(総務課)

木立総務課長、佐藤課長補佐

(民事部)

軽部裁判部企画官

5 議事

(1) 開会

(2) 委員長の選任及び委員長代理の指名

委員の互選により、森田浩美委員(仙台地方裁判所長)が委員長に選任された。

委員長は、小川直人委員を委員長代理に指名した。

(3) 委員の変動報告

前回委員会の後、岩崎謙二委員、佐々木宗啓委員、富塚リエ委員、古田耕一委員及び間野明委員が退任し、加藤明子委員、笹森博樹委員、鈴木裕委員、富士原志奈委員及び森田浩美委員が選任された旨報告

(4) 前回のテーマ「アフターコロナの職場におけるコミュニケーション」及び前々回のテーマ「裁判員対象年齢引下げを迎えての裁判員裁判の運用及び広報」に関する取組の報告(佐藤総務課課長補佐)

ア アフターコロナの職場におけるコミュニケーションについて

裁判所におけるオンラインと参集のハイブリッドのコミュニケーションツールの利用状況、コミュニケーションの機会創出等についてシチュエーションごとに説明した。

イ 裁判員対象年齢引下げを迎えての裁判員裁判の運用及び広報について「学校との連携が重要」等との御意見を反映した出前講義等の広報活動について説明した。

(5) 議題に関する意見交換の要旨は別紙のとおり

6 次回期日等

- (1) 次回期日 令和6年11月7日(木)午後1時30分
- (2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

意見交換の要旨

第1 民事訴訟手続のデジタル化について(軽部裁判部企画官)

仙台地裁における民事訴訟手続のデジタル化の現状等を説明した上で、実際の法廷において、模擬ウェブ口頭弁論の見学を実施した。

第2 意見交換の要旨

(◎委員長、○委員、□説明者)

1 模擬ウェブ口頭弁論について

- ◎本日模擬口頭弁論をご覧いただいた率直なご意見を伺いたい。
- :ウェブ口頭弁論について、機材を持ち込み、多くの配線を組む必要があるため、配線に引っ掛からないようするなど、準備が大変だろうと感じた。
- :ウェブ口頭弁論用の大型モニターの画面が平面なので、横の傍聴席から少し見えづらいのではないかと感じた。
- :本人訴訟の場合でその方が聴覚障害者である場合、リアルタイムで音声情報が画面表示されれば参加しやすくなると感じた。
- :Teams にはトランスクリプションという音声をそのまま文字情報に起こす機能があるので、貴重なご意見として承る。
- :懸念されることとしては、スマートフォンやパソコンがない方やパソコンがあっても使用方法が分からない方にパソコンを貸し出したり、操作方法が分からない方に教示するサービスがあるのか、その点で公平性が担保できるのか、検討いただきたい。
- :デジタルデバイスの関係は、スマートフォンについては比較のお持ちの方が多いと思っている。また機器はお持ちだけでも操作に対応できないという方については、マニュアルを用意させていただいている。
- なお、機器をお持ちでない方に対しては、現在、パソコンの貸出というサービスは行っていないので、現状としては、最寄りの裁判所に足を運んでいただいて、裁判所の機器を利用して口頭弁論に参加いただくことになる。
- :ウェブ口頭弁論を見せていただいて率直に感じたのは、実は1番難しい方法を採られてるということである。基本的に完全オンラインか、逆に完全対面だと簡単であるが、今回見せていただいたようないわゆるハイブリッド型のウェブと対面の両方の環境の準備をする、専用のシステムが組まれた環境ではなくて、通常の

法廷に、普通のウェブカメラ、スピーカーフォン、個々のパソコンを持ち込んで運営するのは難しいだろうと感じた。また、ウェブ参加している原告が、画面上にかなりしっかり映っていたのが印象的であった。例えば、長時間参加し続けると、カメラが消えてしまったり、全然カメラの方を向いてなかったりということが出てきたりするのか、裁判所の環境管理について伺いたい。また、口頭弁論期日に係る時間は大体どれぐらいか。

○：口頭弁論期日にかかる時間は、ケースバイケースであるが、第1回口頭弁論期日については、短時間で終わる場合もある。比較的短時間で終わる見込みの場合は、同じ時間帯に口頭弁論期日を複数入れることもあるが、ウェブ口頭弁論の場合は、繋がらない場合も想定されるので、複数期日入れる場合は、15分刻みで期日を入れることもある。ウェブ会議による手続は、口頭弁論だけでなく弁論準備手続でやることも多い。質問の中にあつたカメラの関係については、現状では、証人等については、別の裁判所にご出頭いただくことになっている。おそらくフェーズ3に入ると、裁判所外の証人を尋問することもあり得ると思うので、そういう時にカメラの設置をどのようにするかなどは、重要なご指摘だと思う。

◎家裁においてもウェブ調停手続があり、調停手続をウェブで行うこととなった場合、調停委員がそれぞれから個別に30分程度お話をお伺いし、比較的長い時間、安定的に手続を行っている。その場合も、当事者が自宅などから手続を行う上で、適している状況にあるかを個別に確認している。

○：ウェブ口頭弁論について、現在は、両方弁護士がついている事件が圧倒的だと思うが、一般人の方が当事者の場合、ウェブ口頭弁論へのアナウンス状況、利用状況、利用のしやすさはどうなのか。また簡易裁判所でウェブ口頭弁論のアナウンスや利用状況はどうなのか。

○：把握している限りということになるが、現状は、ウェブ口頭弁論ができることを積極的にお伝えしている状況ではない。ウェブ口頭弁論は相当と認められる場合に利用できることとなっており、ウェブ口頭弁論を利用したいと申出があつてからの対応になっている。まだ開始されてから3か月弱であるので、これから変わってくると思う。現在検討しているのはTeamsでのウェブ会議についてはメールに送信されたURLをクリックして参加するURL方式を使うなど、できるだけ当事者に負担のない形で利用していただくことを考えている。

□：簡裁の実情については、件数については3月と4月にそれぞれ1件ずつと、これからということである。また信販会社やノンバンクからウェブ口頭弁論で支配人等を参加させて欲しいという希望があるというのは聞いている。

○: ウェブ口頭弁論については、出頭する負担がなくなるメリットがあると思うが、公開の原則をどのように担保するのか。

○: 公開の原則については、ウェブの利用の有無にかかわらず、基本的に違いはないと思う。本日ご覧いただいたように傍聴席からは全ての手続を見ていただけるので、公開は保たれていると考えている。

○: ウェブ口頭弁論については、本日ご覧いただいた通常法廷の外に、ラウンドテーブル法廷という、当事者と裁判官が同じ目線で手続を行う法廷で行うこともある。

◎: 裁判の公開は、裁判の適正さ、国民の信頼確保のために、重大な原則なので、ウェブ、リアル問わず、裁判所としては重要と考えている。

2 民事訴訟手続のデジタル化(フェーズ3)等の今後の手続について

◎: 民事訴訟手続のデジタル化(フェーズ3)等の今後の手続等について御意見をいただきたい。

○: フェーズ3になったときに、証人尋問の際にどのような点に気を付けなければならないのか。

○: フェーズ3になった時に、どこまで証人の表情等が見えるかという問題はあると思う。ウェブを利用していないときには、まさに、証人の表情や、それこそ汗をかいてるかどうかまで分かると思うが、それがウェブを利用したときに担保されるか、機器の性能や技術の問題もあるが、そのような問題はあると思う。

○: 訴状等のたくさんの書類については、権限ある方がアクセスして直接入力できるという形になっていくのか。

□: 裁判所のフェーズ3になったときの書面管理等については、検討を重ねているところになる。フォームに入力するとそれがPDF化されて保存され、当事者はその書面をインターネット上で見ることができるというイメージになると思うが、細かい仕様についてはこれからということになる。

○: 現在、訴訟記録の閲覧は誰でもできる一方、謄写は原則当事者以外できないと思うが、今後e事件管理、オンラインによる閲覧になった場合にどのようなになるのか。

□: フェーズ3において閲覧申請があった場合、当事者については、インターネット上で、記録をダウンロードできる範囲は原則全てということになる。ただし、当事者間であっても、DVや犯罪被害者の場合で相手に住所や氏名を秘匿する手続を採った場合、裁判所がアクセス権を制限して当事者が記録を閲覧できる範囲を絞るということになる。利害関係人については、利害関係を疎明した場合に、

必要な範囲で裁判所がアクセス権を付与し、インターネット上で閲覧できるという形になる予定である。当事者でも利害関係人でもないという場合には、インターネット上での記録の閲覧はできず、最寄りの裁判所にお越しいただき、裁判所の端末で、閲覧していただく予定である。その場合も、閲覧制限の手続がとられている場合には、アクセス制限をかけて閲覧可能な範囲でご覧いただくことになる予定である。

3 その他全般について

- : 今日ウェブ口頭弁論を見て、一つずつ手順を踏んで、円滑に操作されていたのが印象的であったが、今後も、職員の皆さんへのトレーニングやサポートが必要になってくると思った。また、外国人の方が当事者というケースはあるのか。
- : 今年の3月1日からウェブ口頭弁論手続が始まったが、法廷の設備や本で行ったようなデモンストレーションを実施し、必要なトレーニングを積んでいる。
- : 当事者が外国人の場合については、基本的には日本人の場合と違いはないが、通訳の同席を認めるということは出てくると思う。
- : 今後、ウェブ口頭弁論を相当と認める際の方向性について、今後の方針を伺いたい。
- : ウェブ口頭弁論を相当と認める時の解釈については、今後変わっていくと思う。1年先になるか、2年先になるかは分からないが、これから運用していく中で、ウェブ口頭弁論が普通になっていくのだろうと思っている。
- : デジタルスキルのある人となない人の差はあると思う。映像音声のクオリティを高めようとする、機器のクオリティを高めるとともに、カメラ等の機器を操作する方の技量も大切になってくると思う。最も大切な場面で映像が切れないようにする、ずっと安定的に繋がっていないと大事な部分を見逃してしまうことになるが、本日のウェブ口頭弁論を見て、機器を操作される方が、スキルがあり、訓練しているという印象があった。引き続き、より良い裁判を行っていただきたい。
- : 裁判所は、基本的に有線LANを利用しているので、比較的通信が安定しているが、相手方が無線LANだと映像が繋がらなくなることもある。裁判所側の通信が安定していても、利用される方の通信が安定しているかということまでは担保できない部分がある。
- : 裁判官の最終的な判断になるが、繋がらなくなった場合は、すぐ電話に切り替えられるように準備することで、バックアップしている。その場合、電話による弁論準備手続に手続を切り替えることになる。
- ◎: 本日の皆様の貴重なご意見を大いに参考にさせていただきたいと思う。